

沖縄州市制施行 50 周年記念事業の冠等の使用に関する取り扱い要綱

令和 5 年 12 月 20 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄州市制施行 50 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の推進にあたり、冠の使用取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠の呼称)

第 2 条 冠の呼称は、次の各号のとおりとする。

- (1) 祝 沖縄州市制施行 50 周年
- (2) 沖縄州市制施行 50 周年記念

(キャッチフレーズ・ロゴマーク)

第 3 条 キャッチフレーズ・ロゴマークは、別図に掲げるものとする。

但し、使用可能期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(使用許可の基準)

第 4 条 市が冠等の使用を許可する事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の施策の推進に寄与すると認められる事業
- (2) 広く市民、一般を対象とする事業
- (3) 原則として市内や本市と深く関係のある地域で開催される事業
- (4) 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に実施される事業
- (5) 政治的活動、宗教的活動でない事業
- (6) 公序良俗に反しない事業
- (7) 暴力行為や迷惑行為等のおそれのない事業
- (8) 特定の個人、団体等を誹謗、中傷するような内容が含まれていない事業
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団と関係のない事業

2 前項に関わらず、特に必要と認めた場合、市長は使用を許可することができる。

(使用許可申請の手続)

第 5 条 冠等の使用許可を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄州市制施行 50 周年記念冠等使用許可申請書（様式第 1 号）に、事業計画書その他必要な書類を添えて、原則開催日の 14 日前までに市長に申請しなければならない。

(決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査のうえ、許可又は不許可を決定し、沖縄州市制施行 50 周年記念冠等使用許可決定通知書（様式第 2

号)又は沖縄市市制施行50周年記念冠等使用不許可決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(許可の条件)

第7条 前条の規定による許可の決定を行う際、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 事故防止及び救護体制について十分な措置を講じること
- (2) 市は、事業に要する経費の負担を負わない
- (3) 市は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任を負わない
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(内容変更の届出及び取消し)

第8条 冠等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、申請内容に変更が生じた場合、沖縄市市制施行50周年記念冠等使用許可変更届出(様式第4号)を速やかに市長に届出なければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 内容に著しい変更がある場合
- (2) 許可内容に反する事項があった場合
- (3) 公序良俗に反する場合

3 前項の規定により冠の使用許可を取り消した場合は、沖縄市市制施行50周年記念冠等使用許可取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和5年12月20日から施行する。